

2024 年 12 月 26 日 一部改正
2024 年 7 月 23 日 技術委員会 審議
2024 年 12 月 26 日 国土交通大臣 認可

遠隔検査の取扱い

改正対象

海洋汚染防止のための構造及び設備規則
安全設備規則
無線設備規則
居住衛生設備規則
バラスト水管理設備規則
海洋汚染防止のための構造及び設備規則検査要領
安全設備規則検査要領
無線設備規則検査要領
居住衛生設備規則検査要領
バラスト水管理設備規則検査要領

改正理由

IMO 第 33 回総会において、2023 年 12 月 31 日までに改正された IMO の条約等を考慮した「検査と証書の調和システム（HSSC）に基づく検査ガイドライン」の改正が、決議 A.1186(33)として採択された。これにより、条約検査における遠隔検査の方法の取扱いが新たに追加された。

本会規則では、船級検査における遠隔検査の取扱いについては 2022 年 12 月に明確化した。が、条約検査に相当する設備の検査における遠隔検査の取扱いについては、IMO における議論を待つべく、明確化を見送っていた。

このため、決議 A.1186(33)に基づき、関連規定を明確化する。

改正内容

条約検査に相当する設備の検査に対する遠隔検査実施の条件に、上述のガイドラインに従って主管庁が適当と認める方法であることを加える。

施行及び適用

2025 年 1 月 1 日以降に申込みのあった検査に適用

規則の節・条タイトルの末尾に付けられた
アスタリスク (*) は、その規則に対応する
要領があることを示しております。

ID: DD24-17

「遠隔検査の取扱い」 新旧対照表

新	旧	備考
海洋汚染防止のための構造及び設備規則	海洋汚染防止のための構造及び設備規則	
2 編 検査	2 編 検査	
1 章 通則	1 章 通則	
1.1 一般	1.1 一般	
1.1.3 検査の実施及び時期*	1.1.3 検査の実施及び時期*	
(-1.から-4.は省略)	(-1.から-4.は省略)	
-5. 臨時検査 臨時検査は，船級の登録を受けた船舶が，次の(1)から(4)のいずれかに該当するとき，これを行う。なお，臨時検査を受けるべき時期に定期的検査を受ける場合であって当該臨時検査の検査事項が含まれる場合には，その検査項目に対しての臨時検査は行なわない。 ((1)から(4)は省略)	-5. 臨時検査 臨時検査は，船級の登録を受けた船舶が，次の(1)から(4)のいずれかに該当するとき，これを行う。<u>検査の実施にあつては，通常の方法と異なる本会が適当と認める検査方法で行うことを認める場合がある。</u>なお，臨時検査を受けるべき時期に定期的検査を受ける場合であって当該臨時検査の検査事項が含まれる場合には，その検査項目に対しての臨時検査は行なわない。 ((1)から(4)は省略)	船級協会における遠隔検査の取扱いについては，鋼船規則 B 編「1.5 その他」に規定している。この記載方法と同様にするため，2 編「1.4 その他」に移設。

「遠隔検査の取扱い」 新旧対照表

新	旧	備考
1.4 その他	(新規)	
1.4.1 遠隔検査*	(新規)	
<u>検査の実施にあつては、通常の検査方法と異なる本 会が適当と認める検査方法で行うことを認める場合が ある。</u>	(新規)	鋼船規則 B 編の記載 方法と同様にするた め、2 編「1.4 その 他」を新設。
4 章 臨時検査	4 章 臨時検査	
4.1 一般	4.1 一般	
4.1.2 検査*	4.1.2 検査*	
(省略)	-1. (省略)	
(削除)	<u>-2. 検査の実施にあつては、通常の検査方法と異な る本会が適当と認める検査方法で行うことを認める場 合がある。</u>	1.1.3-5.と同様。

「遠隔検査の取扱い」 新旧対照表

新	旧	備考
安全設備規則	安全設備規則	
2 編 検査	2 編 検査	
1 章 通則	1 章 通則	
1.1 一般	1.1 一般	
1.1.3 検査の実施及び時期*	1.1.3 検査の実施及び時期*	
-1. (省略)	-1. (省略)	
-2. 年次検査 年次検査は、検査基準日の前後 3 ヶ月以内であつて、 <u>鋼船規則 B 編又は高速船規則 2 編に規定する年次検査を行うとき</u> に行う。	-2. 年次検査 年次検査は、検査基準日の前後 3 ヶ月以内に行う。	検査要領 2 編 1.1.3-1. からの移設。高速船も同様である旨を追記。
-3. 中間検査 中間検査は、2 回目又は 3 回目の年次検査の時期であつて、 <u>鋼船規則 B 編又は高速船規則 2 編に規定する中間検査を行うときに</u> 、同年次検査に代えて行う。	-3. 中間検査 中間検査は、2 回目又は 3 回目の年次検査の時期に <u>同年次検査に代えて</u> 行う。	検査要領 2 編 1.1.3-1. からの移設。高速船も同様である旨を追記。
-4. 定期検査 定期検査は、船級証書の有効期間の満了日の前 3 ヶ月以内であつて、 <u>鋼船規則 B 編又は高速船規則 2 編に規定する定期検査を行うとき</u> に行う。	-4. 定期検査 定期検査は、船級証書の有効期間の満了日の前 3 ヶ月以内 <u>に行わなければならない</u> 。	検査要領 2 編 1.1.3-1. からの移設。高速船も同様である旨を追記。

「遠隔検査の取扱い」 新旧対照表

新	旧	備考
-5. 臨時検査 臨時検査は登録検査，年次検査，中間検査及び定期検査の時期以外のいずれかに該当するときに行う。 ((1)から(3)は省略)	-5. 臨時検査 臨時検査は登録検査，年次検査，中間検査及び定期検査の時期以外のいずれかに該当するときに行う。<u>検査の実施にあつては，通常の検査方法と異なる本会が適当と認める検査方法で行うことを認める場合がある。</u> ((1)から(3)は省略)	海洋汚染防止のための構造及び設備規則 2編 1.1.3-5.と同様。
<u>1.6 その他</u>	(新規)	海洋汚染防止のための構造及び設備規則 2編 1.4.1 と同様。
<u>1.6.1 遠隔検査*</u> <u>検査の実施にあつては，通常の検査方法と異なる本会が適当と認める検査方法で行うことを認める場合がある。</u>	(新規)	

「遠隔検査の取扱い」 新旧対照表

新	旧	備考
無線設備規則	無線設備規則	
2 章 検査	2 章 検査	
2.1 一般	2.1 一般	
2.1.2 検査の実施及び時期*	2.1.2 検査の実施及び時期*	
(-1.は省略)	(-1.は省略)	
-2. 年次検査 年次検査は、検査基準日の前後 3 ヶ月以内であつて、 <u>鋼船規則 B 編又は高速船規則 2 編に規定する年次検査を行うときに行う。</u> ただし、国際航海に従事しない船舶の年次検査は行わない。	-2. 年次検査 年次検査は、検査基準日の前後 3 ヶ月以内 <u>に行う。</u> ただし、国際航海に従事しない船舶の年次検査は行わない。	安全設備規則と同様、B 編の検査時期を追記。高速船も同様である旨を追記。
-3. 中間検査 中間検査は、2 回目又は 3 回目の年次検査の時期であつて、 <u>鋼船規則 B 編又は高速船規則 2 編に規定する中間検査を行うときに、同年次検査に代えて行う。</u> ただし、国際航海に従事しない船舶の中間検査は、2 回目又は 3 回目の年次検査の時期であつて、 <u>鋼船規則 B 編又は高速船規則 2 編に規定する中間検査を行うときに行う。</u>	-3. 中間検査 中間検査は、2 回目又は 3 回目の年次検査の時期に <u>同年次検査に代えて行う。</u> ただし、国際航海に従事しない船舶の中間検査は、2 回目又は 3 回目の年次検査の時期に行う。	前-2.と同様。
-4. 定期検査 定期検査は、船級証書の有効期間の満了日の前 3 ヶ月以内であつて、 <u>鋼船規則 B 編又は高速船規則 2 編に規定する定期検査を行うときに行う。</u>	-4. 定期検査 定期検査は、船級証書の有効期間の満了日の前 3 ヶ月以内 <u>に行わなければならない。</u>	前-2.と同様。
-5. 臨時検査	-5. 臨時検査	海洋汚染防止のため

「遠隔検査の取扱い」 新旧対照表

新	旧	備考
臨時検査は，定期的検査の時期以外であって，次のいずれかに該当するときに行う。 ((1)から(4)は省略)	臨時検査は，定期的検査の時期以外であって，次のいずれかに該当するときに行う。<u>検査の実施にあつては，通常の検査方法と異なる本会が適当と認める検査方法で行うことを認める場合がある。</u> ((1)から(4)は省略)	の構造及び設備規則 2 編 1.1.3-5.と同様。
2.6 臨時検査*	2.6 臨時検査*	
(-1.から-4.は省略)	(-1.から-4.は省略)	
(削除)	<u>-5. 検査の実施にあつては，通常の検査方法と異なる本会が適当と認める検査方法で行うことを認める場合がある。</u>	海洋汚染防止のための構造及び設備規則 2 編 1.1.3-5.と同様。
<u>2.8 その他</u>	(新規)	
<u>2.8.1 遠隔検査*</u>	(新規)	
<u>検査の実施にあつては，通常の検査方法と異なる本会が適当と認める検査方法で行うことを認める場合がある。</u>	(新規)	海洋汚染防止のための構造及び設備規則 2 編 1.4.1 と同様。

「遠隔検査の取扱い」 新旧対照表

新	旧	備考
居住衛生設備規則	居住衛生設備規則	
2 編 検査	2 編 検査	
1 章 通則	1 章 通則	
1.1 一般	1.1 一般	
1.1.3 検査の実施及び時期*	1.1.3 検査の実施及び時期*	
-1. (省略)	-1. (省略)	
(削除)	-2. 定期的検査 <u>定期的検査の時期は、船級維持検査の定期的検査に合わせて行う。</u>	下の-3.～-5.で定期的検査の時期を明記できているため、1.1.3-2.は不要と考えられるので削除。
-2. 年次検査 年次検査は、検査基準日（船級証書の有効期間の満了日に相当する毎年の日をいい、船級証書の有効期間の満了日を除く。）の前後3ヶ月以内であって、 <u>鋼船規則 B 編又は高速船規則 2 編に規定する年次検査を行うときに行う。</u>	-3. 年次検査 年次検査は、検査基準日（船級証書の有効期間の満了日に相当する毎年の日をいい、船級証書の有効期間の満了日を除く。）の前後3ヶ月以内に行う。	検査要領 2 編 1.1.3-1.からの移設。高速船も同様である旨を追記。
-3. 中間検査 中間検査は、2回目又は3回目の年次検査の時期であって、 <u>鋼船規則 B 編又は高速船規則 2 編に規定する中間検査を行うときに、同年次検査に代えて行う。</u>	-4. 中間検査 中間検査は、2回目又は3回目の年次検査の時期に <u>同年次検査に代えて行う。</u>	検査要領 2 編 1.1.3-1.からの移設。高速船も同様である旨を追記。

「遠隔検査の取扱い」 新旧対照表

新	旧	備考
-4. 定期検査 定期検査は、船級証書の有効期間の満了日の前 3 ヶ月以内であって、<u>鋼船規則 B 編又は高速船規則 2 編に規定する定期検査を行うときに行う。</u>	-<u>5</u>. 定期検査 定期検査は、船級証書の有効期間の満了日の前 3 ヶ月以内<u>に行わなければならない。</u>	検査要領 2 編 1.1.3-1.からの移設。高速船も同様である旨を追記。
- <u>5</u> (省略)	-6 (省略)	
-6 (省略)	- <u>7</u> (省略)	
1.1.6 検査の項目、範囲及び程度の変更並びに一部省略	1.1.6 検査の項目、範囲及び程度の変更並びに一部省略	
-1. 定期的検査の一部省略 (1) 定期検査では、4 回目の年次検査から 1.1.3-4.に規定する定期検査の時期に定期検査に準じて検査を行った事項については、検査員の見込みにより詳細な検査を省略することができる。1.1.4-3.により、年次検査を繰り上げて実施した場合は、別に定めるところによる。 (2) (省略)	-1. 定期的検査の一部省略 (1) 定期検査では、4 回目の年次検査から 1.1.3-<u>5.</u>に規定する定期検査の時期に定期検査に準じて検査を行った事項については、検査員の見込みにより詳細な検査を省略することができる。1.1.4-3.により、年次検査を繰り上げて実施した場合は、別に定めるところによる。 (2) (省略)	

「遠隔検査の取扱い」 新旧対照表

新	旧	備考
バラスト水管理設備規則	バラスト水管理設備規則	
2 編 検査	2 編 検査	
1 章 通則	1 章 通則	
1.1 一般	1.1 一般	
1.1.3 検査の実施及び時期	1.1.3 検査の実施及び時期*	
(-1.から-4.は省略)	(-1.から-4.は省略)	
-5. 臨時検査 臨時検査は，登録検査及び定期的検査の時期以外の次のいずれかに該当するとき，これを行う。 ((1)から(3)は省略)	-5. 臨時検査 臨時検査は，登録検査及び定期的検査の時期以外の次のいずれかに該当するとき，これを行う。 <u>検査の実施にあつては，通常検査方法と異なる本会が適当と認める検査方法で行うことを認める場合がある。</u> ((1)から(3)は省略)	海洋汚染防止のための構造及び設備規則 2編 1.1.3-5.と同様。
<u>1.4 その他</u>	(新規)	
<u>1.4.1 遠隔検査*</u>	(新規)	
<u>検査の実施にあつては，通常検査方法と異なる本会が適当と認める検査方法で行うことを認める場合がある。</u>	(新規)	海洋汚染防止のための構造及び設備規則 2編 1.4.1 と同様。

「遠隔検査の取扱い」 新旧対照表

新	旧	備考
4 章 臨時検査	4 章 臨時検査	
4.1 一般	4.1 一般*	
臨時検査では、バラスト水管理設備等及びそれに係る装置等の改造もしくは修理の程度に応じ、当該設備等に対する登録検査に準じて検査を行う。	臨時検査では、バラスト水管理設備等及びそれに係る装置等の改造もしくは修理の程度に応じ、当該設備等に対する登録検査に準じて検査を行う。 <u>検査の実施にあつては、通常の方法と異なる本会が適当と認める検査方法で行うことを認める場合がある。</u>	海洋汚染防止のための構造及び設備規則 2 編 1.1.3-5.と同様。
附 則		
1. この改正は、2025 年 1 月 1 日から施行する。		

「遠隔検査の取扱い」 新旧対照表

新	旧	備考
海洋汚染防止のための構造及び設備規則 検査要領	海洋汚染防止のための構造及び設備規則 検査要領	
2 編 検査	2 編 検査	
1 章 通則	1 章 通則	
1.1 一般	1.1 一般	
1.1.3 検査の実施及び時期	1.1.3 検査の実施及び時期	
(削除) 規則 2 編 1.1.3-5.(3)に該当する臨時検査については、次による。 ((1)から(10)は省略)	<u>-1. 規則 2 編 1.1.3-5.にいう、「本会が適当と認める検査方法」とは、通常の検査において得られる検査に必要な情報と同様の情報が得られると本会が認める検査方法をいう。</u> <u>-2. 規則 2 編 1.1.3-5.(3)に該当する臨時検査については、次による。</u> ((1)から(10)は省略)	1.4.1 に移設。

「遠隔検査の取扱い」 新旧対照表

新	旧	備考
<u>1.4 その他</u>	(新規)	
<u>1.4.1 遠隔検査</u>	(新規)	
<u>規則 2 編 1.4.1 にいう、「本会が適当と認める検査方法」とは、通常の検査において得られる検査に必要な情報と同様の情報が得られると本会が認め、かつ、IMO 決議 A.1186(33)の 5.14 に従って主管庁が適当と認める検査方法をいう。</u>	(新規)	1.1.3-1.及び 4.1.2-1.からの移設。また、決議 A.1186(33)に従って主管庁が認める方法とする旨を追加。

「遠隔検査の取扱い」 新旧対照表

新	旧	備考
4 章 臨時検査	4 章 臨時検査	
4.1 一般	4.1 一般	
4.1.2 検査 (削除)	4.1.2 検査 <u>-1. 規則 2 編 4.1.2-2.にいう、「本会が適当と認める検査方法」とは、通常の検査において得られる検査に必要な情報と同様の情報が得られると本会が認める検査方法をいう。</u>	1.4.1 に移設
- <u>1</u> . (省略)	- <u>2</u> . (省略)	
- <u>2</u> . (省略)	- <u>3</u> . (省略)	
- <u>3</u> . (省略)	- <u>4</u> . (省略)	
- <u>4</u> . (省略)	- <u>5</u> . (省略)	
- <u>5</u> . (省略)	- <u>6</u> . (省略)	

「遠隔検査の取扱い」 新旧対照表

新	旧	備考
安全設備規則検査要領	安全設備規則検査要領	
2 編 検査	2 編 検査	
1 章 登録検査	1 章 登録検査	
1.1 一般	1.1 一般	
1.1.3 検査の実施及び時期	1.1.3 検査の実施及び時期	
(削除)	<u>-1. 本規則に規定する年次検査，中間検査及び定期検査は，鋼船規則 B 編に規定する年次検査，中間検査及び定期検査を行うときに行う。</u>	規則 2 編 1.1.3 へ移設。
(削除)	<u>-2. 規則 2 編 1.1.3-5.にいう，「本会が適当と認める検査方法」とは，通常の検査において得られる検査に必要な情報と同様の情報が得られると本会が認める検査方法をいう。</u>	1.6.1 へ移設。
-1. (省略)	-3. (省略)	
-2. 前-1.(5)において，2012 年 7 月 1 日前に建造開始段階にあった総トン数 3,000 トン以上のタンカー及び 2013 年 7 月 1 日前に建造開始段階にあった総トン数 10,000 トン以上のタンカー以外の船舶であって，それぞれ-1.(5)(a)から(d)に定める日以降に引き渡しが行われる船舶にあつては，-1.(5)の規定にかかわらず，登録検査において規則 4 編 2.1.33 に適合する電子海図情報表示装置が備えられることを確認する。	-4. 前-3.(5)において，2012 年 7 月 1 日前に建造開始段階にあった総トン数 3,000 トン以上のタンカー及び 2013 年 7 月 1 日前に建造開始段階にあった総トン数 10,000 トン以上のタンカー以外の船舶であって，それぞれ-3.(5)(a)から(d)に定める日以降に引き渡しが行われる船舶にあつては，-3.(5)の規定にかかわらず，登録検査において規則 4 編 2.1.33 に適合する電子海図情報表示装置が備えられることを確認する。	

「遠隔検査の取扱い」 新旧対照表

新	旧	備考
-3. 前-<u>1.(6)</u>において、2011 年 7 月 1 日前に建造開始段階にあった船舶であって、それぞれ-<u>1.(6)(a)</u>, <u>(b)</u>又は<u>(c)</u>に定める日より後に引き渡しが行われる船舶にあつては、-<u>1.(6)</u>の規定にかかわらず、登録検査において規則 4 編 2.1.32 に適合する船橋航海当直警報装置が備えられることを確認する。	-5. 前-<u>3.(6)</u>において、2011 年 7 月 1 日前に建造開始段階にあった船舶であって、それぞれ-<u>3.(6)(a)</u>, <u>(b)</u>又は<u>(c)</u>に定める日より後に引き渡しが行われる船舶にあつては、-<u>3.(6)</u>の規定にかかわらず、登録検査において規則 4 編 2.1.32 に適合する船橋航海当直警報装置が備えられることを確認する。	
<u>1.6 その他</u>	(新規)	
<u>1.6.1 遠隔検査</u>	(新規)	
<u>規則 2 編 1.6.1 にいう、「本会が適当と認める検査方法」とは、通常の検査において得られる検査に必要な情報と同様の情報が得られると本会が認め、かつ、IMO 決議 A.1186(33)の 5.14 に従って主管庁が適当と認める検査方法をいう。</u>	(新規)	海洋汚染防止のための構造及び設備規則検査要領 2 編 1.4.1 と同様。

「遠隔検査の取扱い」 新旧対照表

新	旧	備考
無線設備規則検査要領	無線設備規則検査要領	
2 章 検査	2 章 検査	
2.1 一般	2.1 一般	
2.1.2 検査の実施及び時期	2.1.2 検査の実施及び時期	
(削除)	<u>-1. 規則 2.1.2-5.にいう、「本会が適当と認める検査方法」とは、通常 of 検査において得られる検査に必要な情報と同様の情報が得られると本会が認める検査方法をいう。</u>	2.8.1 へ移設。
<u>-1</u> (省略)	<u>-2</u> (省略)	
<u>-2</u> (省略)	<u>-3</u> (省略)	
2.6 臨時検査	2.6 臨時検査	
(削除)	<u>-1. 規則 2.6-5.にいう、「本会が適当と認める検査方法」とは、通常 of 検査において得られる検査に必要な情報と同様の情報が得られると本会が認める検査方法をいう。</u>	2.8.1 へ移設。
規則 2.6-2.(2)に規定する無線設備等の検査実施報告書は、地方総合通信局長へ提出されるものをいう。	<u>-2. 規則 2.6-2.(2)に規定する無線設備等の検査実施報告書は、地方総合通信局長へ提出されるものをいう。</u>	

「遠隔検査の取扱い」 新旧対照表

新	旧	備考
<u>2.8 その他</u>	(新規)	
<u>2.8.1 遠隔検査</u>	(新規)	
<u>規則 2.8.1 にいう、「本会が適当と認める検査方法」</u> <u>とは、通常の検査において得られる検査に必要な情報</u> <u>と同様の情報が得られると本会が認め、かつ、IMO 決</u> <u>議 A.1186(33)の 5.14 に従って主管庁が適当と認める検</u> <u>査方法をいう。</u>	(新規)	海洋汚染防止のため の構造及び設備規則 検査要領 2 編 1.4.1 と 同様。

「遠隔検査の取扱い」 新旧対照表

新	旧	備考
居住衛生設備規則検査要領	居住衛生設備規則検査要領	
2 編 検査	2 編 検査	
1 章 通則	1 章 通則	
1.1 一般	1.1 一般	
1.1.3 検査の実施及び時期	1.1.3 検査の実施及び時期	
(削除)	<u>-1. 本規則に規定する年次検査，中間検査及び定期検査は，鋼船規則 B 編に規定する年次検査，中間検査及び定期検査を行うときに行う。</u>	規則 2 編 1.1.3 へ移設。
-1. 規則 2 編 1.1.3- <u>5.</u> にいう，「本会が適当と認める検査方法」とは，通常検査において得られる検査に必要な情報と同様の情報が得られると本会が認める検査方法をいう。	-2. 規則 2 編 1.1.3- <u>6.</u> にいう，「本会が適当と認める検査方法」とは，通常検査において得られる検査に必要な情報と同様の情報が得られると本会が認める検査方法をいう。	
-2. 規則 2 編 1.1.3- <u>5.</u> (2)に該当する臨時検査については次による。 ((1)及び(2)は省略)	-3. 規則 2 編 1.1.3- <u>6.</u> (2)に該当する臨時検査については次による。 ((1)及び(2)は省略)	

「遠隔検査の取扱い」 新旧対照表

新	旧	備考
バラスト水管理設備規則検査要領	バラスト水管理設備規則検査要領	
2 編 検査	2 編 検査	
1 章 通則	1 章 通則	
1.1 一般	1.1 一般	
(削除)	<u>1.1.3 検査の実施及び時期</u>	
(削除)	規則 2 編 1.1.3-5.にいう、「本会が適当と認める検査方法」とは、通常検査において得られる検査に必要な情報と同様の情報が得られると本会が認める検査方法をいう。	1.4.1 へ移設。
<u>1.4 その他</u>	(新規)	
<u>1.4.1 遠隔検査</u>	(新規)	
規則 2 編 1.4.1 にいう、「本会が適当と認める検査方法」とは、通常検査において得られる検査に必要な情報と同様の情報が得られると本会が認め、かつ、 <u>IMO 決議 A.1186(33)の 5.14 に従って主管庁が適当と認める検査方法をいう。</u>	(新規)	海洋汚染防止のための構造及び設備規則検査要領 2 編 1.4.1 と同様。

「遠隔検査の取扱い」 新旧対照表

新	旧	備考
(削除)	<u>4 章 臨時検査</u>	
(削除)	<u>4.1 一般</u>	
(削除)	<u>規則 2 編 4.1 にいう、「本会が適当と認める検査方法」とは、通常の検査において得られる検査に必要な情報と同様の情報が得られると本会が認める検査方法をいう。</u>	1.4.1 へ移設。
附 則		
1. この改正は、2025 年 1 月 1 日から施行する。		